

# 隅田莊中世地名考

勝田 至

はじめに

一 境原の地名

二 隅田北莊の地名

## 論文要旨

隅田の共同研究に参加するにあたり、豊富に残されている隅田の中世史料に現れる地名を現在の小字・小地名に比定する作業を行うことになった。中世前期の史料は名なの名なで土地が表されることが多いため残存率は低い、中世後期の地名はかなりよく残っている。とくに史料の多い境原については、現在宅地造成で景観が一変しているが、開発以前の地図を用いて地名の聞き取りを行い、四至をはじめ主要な地名はほぼ比定できた。小峯寺領の範囲や、近世に堂座が存在した東光寺（薬師堂）が中世には小峯寺近くの東谷川南岸

にあつたことなどが判明し、葛原家文書に残されている近世の境原絵図も用いることよつて、小峯寺周辺の景観はかなり復元できるが、領主葛原氏の屋敷跡の正確な所在地は確定しがたい。紀ノ川以北の北莊については小字レベルの比定を行ったが、高野山文書中に史料が残されている南莊については今回は考証の対象外とした。付図「境原主要部」および「隅田莊大字・小字図」をあわせ参照されたい。後者は南莊および現在五條地域の木ノ原・畑田をふくめ莊域のほぼ全体を含んでいる。

## はじめに

なぜこんな作業に首をつっこんだのか、何年も前のこととて定かでないが、隅田荘の中世史料に見える多くの地名のうち、現在に残存しているのはどれか、などという考証を行うことになった。周知のように、隅田荘に伝来する『葛原家文書』（現橋本市郷土資料館蔵）をはじめとする中世史料には、中世隅田党の有力者だった葛原氏の本拠（少なくともその一つ）があった境原を中心とし、荘内全域にわたる多くの地名が現れる。それらの所在地を確認することは、この地域の歴史を考える上で基礎作業としてはそれなりに意義のあることであろうか。

この作業を行うにあたって、以下のツールを作成した。

- ① 隅田荘地名索引
- ② 境原地名図
- ③ 隅田荘大字・小字図

①は『和歌山県史 中世史料一』に収められた隅田荘関係の中世史料（隅田八幡神社文書、六坊家共有文書、隅田家文書、葛原家文書、芋生家文書、花岡家文書、護国寺文書）にみえる地名を五十音順で配列し、それぞれの史料を用例として部分引用したもの。スペースの関係で本報告書には収録していないが、内部資料の『一九九二年度中間報告』に収めた。大日本古文書の『高野山文書』に収められた南荘関係の史料は使っていないので、北荘中心の地名索引である。

②は特に地名の多い境原について、開発前の地形を描いた地図の上に小字名と聞き取りで確認できた小地名を落としたもので、付図として附載した。境原付近は、現在では宅地開発が進み、小峯寺周辺の山はすっかり削られて小峰台団地が建設されている。地形の変化だけでなく、地名もこの付近は「小峰台〇丁目」という新住居表示が実施されているので、現在の地形図を使用することはできない。しかし、橋本市役所作成の二五〇〇分の一地形図は当然ながら小峰台開発以後の地図に修正されており、それ以前の地図は（原版が保管されていて然るべきなのだが）見ることができなかった。また一万分の一地形図は、橋本市の場合は二五〇〇分の一地形図を縮写して作っているが、これも現在頒布している図は新しくなっている。ただ、一万分の一については、幸い昭和六〇年（一九八五）一〇月修正の二五〇〇分の一地形図を縮小編集した図のコピーを入手できた。これは小峰台開発前のものだが、そのままの使用は縮尺が小さいので、二倍（五〇〇〇分の一）に拡大した地図を描き起こしてベースマップとした。等高線間隔が原図よりずっと大きく（原図二mに対して一〇m）、地類界も多くは省略したが、図の目的からいえば十分であろう。

このベースマップの上に、まず大字・小字の境界線を入れる。作業に使ったのは二五〇〇分の一地形図だが、橋本市役所税務課の地番図に基づいて大字の境界を写し、小字は地番図記載の地番と、これも税務課作成の「大字・小字一覧」（小字〇〇は地番××××××というように書いてある表）とを照合しながら、小字の境界を入れていった。地番図も開発

後のもので、小峰台付近は新住居表示になっているが、「大字・小字一覽」は開発前のものがある。そこで小峰台付近については、昔の字切図（転写したもの）と「大字・小字一覽」によって境界を記入した。

地番図は測量した地図に基づいて作られているが、地形が記入されているわけではないので、特に山地については、境界を地形図に落とすのに不確実性を伴うことがある。まして字切図はいわばデフォルメされた地図なので、字の境界が尾根なのか谷なのかさえ判断としない場合がある。地番図にも、この図を権利関係の証拠として使うことはできないという断り書があるが、この付図についても（権利関係の証拠にならないのは当然だが）、山地部分の境界は精度が落ちることを断っておきたい。この図では、このほかに境原での聞き取り調査によって小地名および寺院・祠などの信仰対象の所在地を記入した。地名は必ずしも史料に現れるものに限っていない。反面、ここに記載したのは聞き取りで確認できた地名のみで、史料に現れる地名で聞き取りでは確認できないものを推定によって記入することはしていない。

③は同じような作業を荘域全部について行ったもので、平成四年（一九九二）調製の一万分の一地形図をベースとし、作業に使用した二五〇分の一地形図から転写した。一万分の一図は二五〇〇分の一図を縮写して作ったものなので、転写作業は楽だが、一方で地名が小さすぎてほとんど読みとれない。そこで寺社や駅の名前、池や川の名などは改めて記入したが、小地名の聞き取り調査まではできなかった。他の参加者諸氏のフィールドが南荘にとられているものが多いので、その参考になれば

ばと思い南荘を図に含めたが、筆者の論考で中世地名の考証をしたのは北荘に限られている（内輪話だが、はじめは、みんなで境原の調査をしようということになっていたのだ）。また南荘については、作業に使った二五〇〇分の一地形図の図幅の範囲で切ったので、大字の南限まで入っていない。時間的制約とのかねあいで妥協したが、ほとんどの場合これで十分と判断した。真の南限まで入れたら、この図は数十cmも長くなってしまうであろう。山地部分は地番図が作成されていないところが多く、字切図では不確実性が大きいことも理由の一つである。

このベースマップは九二年調製のため、小峰台が開発されているが、この図に記入した小字境界は開発前のものである。地形は②を参照されたい。また、開発は小峰台からさらに東へ進もうとしており、霜草から垂井にかけて大きな団地が造成される予定という。この図ではこの付近は未開発の段階の図を使うことができたが、将来はこれら荘域中心部も古い地図が入手がなくなるかもしれない。荘域全域に小字図の作成範囲を拡大したのは、境原だけではないかにも不十分だからだが、現地で開発の話聞いたことも大きな理由である。

隅田荘の荘域はほとんどが和歌山県橋本市に所属するが、東に隣接する奈良県五條市の木ノ原・畑田は、古来隅田荘に属したので、両地区の小字図も作成した。九五年夏（共同研究の期間はとうに過ぎているが……）五條市役所税務課に赴いて調査したが、同市では地番図を作成していないので、土地台帳をめぐって地番を調べなければならなかった。作業を始めると、橋本市域に比べて小字が非常に多い（一つ一つの小字

が小さい)のに一驚した。田二(三枚)で一つの小字というのも決して少なくない。これは同縮尺で表した両地域を比べれば一目瞭然だが、明治の地租改正のときに小字を画定するさいの基準が違っていたのではないかとと思われる。このことから、古い時代の地名と現在の小字との関係について示唆が得られる。つまり、荘園時代の史料に出てくる地名と現在の小字名が一致し、他の地名との関係などでもそこでまちがいないように思われるとき、現在のその小字付近に史料上の地名を比定するのは一般的には正しいが、現在の小字の境界は、ずっと昔からそのままというわけではなく、明治にかなり再編成を受けていることを念頭に置かなければならないだろう。橋本市域は小字が大きい、昔使われていた地名が地籍図作成時に小字として認定されず、他の小字の範囲に含まれてしまったものがあると考えられる。そのような地名も、忘れられていなければ、聞き取りで知ることができる場合があるが、今回は十分な調査が荘域全域についてはできなかった。

## 一 境原の地名

中世に隅田荘を支配していた隅田党のなかでも有力だった葛原家の文書を中心に、境原の地名が多く史料に現れる。なかには葛原氏の屋敷を示しているものもあり、これらが現地に比定できれば、中世の景観を復元することができるかもしれない。中世前期の史料も、『和歌山県史』で紹介された宝治二年(一二四八)の検取帳(葛原家文書六号)・建長三

年の検田取帳(葛原家文書八号)をはじめ少なくない。ただ両取帳は断簡化しており、また中世前期では名なの名で土地を表記することが多いが、名起源と思われる地名はこの地域ではほとんど残存していないので、中世前期の史料で比定できる地名は多くない。ここでは主として中世後期の史料にもとづいて述べる。

**境原の四至** まず、境原という地域の範囲だが、応永二〇年(一四一

三)一月一五日付の境原山際さか目定状案(葛原家文書六二号。以下中世文書については、『和歌山県史 中世史料一』の史料番号を示す)に次のようにみえる。(一部表記変更)

(史料一) 境原山際目定状案

「さかいはら山のさいめの事

すミのをさかい

東かきるかつたいかたに、四本まつ、おしのを、川をかきる、同わ

たの田、東、きし、ひの谷、ほりこしきしをかきる也、

西、うわたいら田にしきし、かすかうしたわ、いしつかミつなかれ、

上、ふとを、ひわくひのお、かきる也、北、かつらきミねをかきる、

南、たかつかミね、やなき谷東のこしをかきる、

おみね山、南、みちをかきる也、

東、たにをかきる、西、見つきかたに見とをしをかきる也」

この史料は葛原明観の譲状(隅田家文書九七・九八号)など同日付のもので、譲状の付属文書と推定される。ここにみえる地名の大部分は現在も残っている。地名の残存状況をみる意味で以下逐一比定してみよ

う。「すみのを」は「炭の尾」で、葛原家文書では炭の尾の公事足(錢)・渋草(霜草)の公事足などとして史料にみえ、境原の東に隣接する現在の集落名「杉尾」をさす。「かつたいかたに」の「かつたい」は乞食を意味するが、地名とされた由来はわからない。ただ、杉尾での聞き取りによって、「かつたいがたみ」(話者の記憶による語形)という地名が境原と杉尾の境の尾根に現存することが判明した。四本松は杉尾の小字にある。「おしのを」は不明だが、尾根の名と考え、次の「川」と区切った。尾根だとすれば、境原の小字竹の平と杉尾の小字古蒲との境の尾根であろうか。現在の大字界はこの尾根を通り、その南で東谷川が境界になっている。「わたの田」は小字にはないが、境原の和田家の付近であろう。あとで扱う境原内部の小地名にもいえることだが、境原の中世地名は、地名の順序をもとに考証していくと、現在そのあたりにその地名を姓とする家があることが少なくない。「ひの谷」は檜ノ谷で、現在の霜草の小字名・谷の名。「堀越」はその南の堀越峠をさす。

次は境原の西の境。境原は隅田北荘の西端にあるので、この境は西に隣接する相賀北荘との境界を示す。「うわたいら」は境原の小字上平だが、「かすかうしたわ」は難解である。しかし、葛原家文書には寛文八年(一六六八)三月の「隅田庄・相賀庄際目事」と題する覚(写真番号一二五四〜一二五五)があり、それに「一いしづかちかすかうじがたわへ見通す」とあるので、「糟麴が峠」と読むべきものかもしれない。所在地はわからないが、小字西山通付近か。次は「石塚水流れ」であろうが、これも所在不明。「太尾」は小字葛城山に太尾谷があり、その西の尾根が

太尾であろう。この尾根の北の方が「ひわくひのお」となるのだろう。

これも寛文の史料によれば「びわくび」であった。なお、中世のこの文書は西方の境界を南から北へ書いているが、寛文の史料は北から南へ列挙している。南の方は、寛文の史料には「かすかうじがたわち上平笠松、見通す、／かさまつち水木がさこ、見通し／みづ木がさこちつま村・河瀬村之石塚、見通」とあり、上平に笠松という松があったこと、そこから水木が迫(水木谷。後述)へ見通した線を境とし、水木が迫からは妻村・河瀬村の石塚へ見通すと述べられている。これによれば、石塚は「かすかうじがたわ」の北の方と、水木谷の南の方と二つあったことになる。石塚という語は中世に多い集石墓をさすこともあるが、ここは境界として建立されたケルンのようなものを考えたほうがよいかもしれない。また、このように西の方は石塚や笠松といった目印になる地点と地点とを結ぶ直線を境としたことがわかるが、地名が一致することから、中世もこのようなやり方で境界を決定していた可能性が高い。

次は南の境界が出てくるが、「たかつかみね」は小字古垣内の現在「高ツコ」と称する山をいうと考えられる(とはいえ、この山も削平されて団地になってしまった)。別に小字黒末の西の山も現在「高ツコ」と呼ばれており、現地で高ツコの名で呼ぶ山に両説あるが、史料的には古垣内の方が適合する。「やなき谷」は不明。その次の「おみね山」以下は、小峯寺領の山の四至を意味すると考えられるが、これは次にあげる史料に詳しく記載されている。

小峯寺領の四至 同じく応永二〇年十一月十五日付の境原山四方書写

(葛原家文書六四号)は、前半部分は境原山の四方書で六二号とほぼ同文だが、後半は小峯領が詳しく記されている。

(史料2) 境原山四方書写

「 小峯領内四方

一 東、花折道手水水か谷同道限也、

一 西、細川さかい水木谷限也、

一 北、はけら峯水なかれ塔尾峯堀(切)小峯寺ノ西丸山九分目見通シ、打

戸ノしりり田峯道限也、

一 南、横谷田岸同谷道限也、

薬師山四方

一 東、いはいは田岸、西、小峯道、

一 北、(く)かうへ谷、 南、手水水谷(く)

小峯寺は役行者開基と伝える高野山真言宗の古刹で、中世は葛原氏の庇護のもとで栄えた。応永二〇年(一四一三)十一月十五日付の葛原明観讓状(隅田家文書九八号)に「一 おミねのいんしゆ(院主)、たうてん(堂田)あり」「一 やくしたう(薬師堂)のいんしゆ、たうてんあり」と見え、院主職を葛原氏が相伝していた。近世の事情は本報告書渡辺論文に詳しい。現在は小峰台団地が寺のぐるりを取り囲んで造成され、周囲の景観はあたかも滄海変じて桑田となる変貌ぶりである。

史料にある小峯領の四至のうち、東の「花折道」は小峯寺から東南に下りる道と考えられる。この途中で二つにわかれるが、分岐点に近代まで花折り地藏さんがあった。次の手水が谷は、花折り地藏さんの南の尾

根の東側に手水谷がある。西の境(細川との境)の水木谷も現存し、団地開発まで境原と細川との境界をなしていた。

北の境は難物で、「はけら峯」は不明。塔尾峯は「塔の峰」で、寺の南西、もと十三重の塔があった山をさす。この塔は宅地開発のため現在小



写真1 小峯寺十三重の塔

峯寺近くに移転している。あとでふれる近世の絵図では、塔の峰の東の山を「本堂丸山」とし、塔の峰との間に堀切が描かれている。しかし、この堀切が北の境界というのは不審である。絵図Aには「本堂丸山」の東・南・西三方に堀切を記しており、堀切は数多く作られていたようだから、塔の峰の北にも堀切があったのかもしれない。「打戸のしりり田峯道」は、近世の絵図に「打戸ノ谷尾」が記されており、塔の峰の西から北へのびる尾根をさしていたことがわかる。この寺領北側の境界は正確に理解できないが、川までではなく、山のどこかで寺領と私領とが接していたのだろう。それにしても、堀切とか打戸とかいう構築物は、城郭のよ

うで興味深い。葛原氏の要害としても利用されていたのだろうか。現在は宅地開発で山が消滅したので、城郭調査も不可能になってしまった。

南の境は横谷で、これも最近まで境原と霜草との境をなした大きな谷である。近代の境界では、この谷の田は霜草に属し、山は境原に属したが、中世史料の記述とも一致しているようである。

薬師山 次に「薬師山四方」とあるのは、かつて小字山田垣内にあった東光寺の山をさすと思われる。讓状にも薬師堂の院主職と堂田が記されていたが、埴岡真弓<sup>(2)</sup>氏は年未詳の算用注文断簡(葛原家文書二一九号)に「薬師たうのとうたう入」とあることから、中世に薬師堂の堂頭という役があったこと、すなわち堂座が中世から存在したことを指摘している。この薬師堂が境原のものかどうか断定できないとはいえ、その可能性は高い。一方、近世初期には、年未詳の「口上覚」(写真一〇八六〜一〇九〇)に「一伊都郡境原村東光寺本尊薬師如来俗別当堂座四人御座候、然者前々、薬師修理料として字いなひば新田畑山林御座候」とみえ、俗別当四人で堂座を支配していたが、このとき薬師修理料の田の徳米などをめぐって村方と対立が生じた。この堂座は近代まで残らなかったが、それは葛原氏等による特権支配が強力だったため、村座に転化しえなかつたからではないかと埴岡氏は推定している。

さて、史料2の薬師山四方だが、東の境「いなひは田岸」は、『和歌山県史』では「いなひそ田岸」と読んでいたのを歴博撮影の写真(写真番号八〇九)により訂正した。どちらとも読めそうな字だが、近世の「口上覚」では「字いなひば新田畑山林」とあり、これは境原の小字稲葉を

さすとみられるので、ここもそう改めるのが適当と思う。また史料2を元禄一二年に写した文書(写真六〇)はここを「いなひば田岸」と濁点つきで記している。西の境「小峯道」は花折り地藏さん付近から小峯寺へ通じる道をさすのだろう。なお、ここも県史では「小」が脱落していたので補った。北の境「かうへ谷」は、聞き取りによって「コメ谷」が小峯寺の東方、稲葉谷の奥にあったことがわかった。こうべ谷がこめ谷に転訛したと推定。南の境の手水谷は先にもあったが、その南にある稲葉谷の枝谷である。この記述から、小峯寺領の東に接して、薬師山があったことが判明する。なお、中世史料では、文明四年(一四七二)の隅田荘検見帳(葛原家文書一四九号)に「ふるかと卅やくし田」「ふるかいと□やくし田」と見え、これが現在の小字古垣内にあたるとすれば、そのあたりに薬師堂の田があった。

薬師堂がのちの東光寺につながることはまちがいないが、中世における薬師堂の所在地が近世・近代と同じかどうかはまた別問題である。次の史料を参照。

(史料3) 葛原明道讓状(葛原家文書一〇七号、永享二年(一四三九)一月二五日)

「二くりはやし 半分

一さいめんハ御ミねよりほそかわるゝ道かきり、ひかしはた  
んくてんおおききりて、西の分北のくりはやしやくしたうの東  
□りの木、南へなひきたるおさいめん、西へは□□んニちき  
やうするなり、

一弥大郎かくりはやし、さかいはら方のやしき、西すみより東一畝  
んちきやう するなり」

(史料4) 葛原明観讓状(隅田家文書九七号、応永二年(一四一五)二月二九日)

「二くりはやし、おミネたんくてんの西谷をかきる、南ハおミネより  
お(るる)□□ミちを□□□□□□□□うへ山、ひら山、これハくりはや  
しの分、同じし□□くりはやし半分ツ、」

史料3は讓渡する栗林の位置を記述しているが、まず(南の)境が小  
峯から細川へ下りる道(丸山から塔の峰を通る尾根道と思われる)、東の  
境が壇供田、西の方は「北の栗林」のうち、薬師堂の東にある南へなび  
いた栗の木を境に、そこから西へ一円に知行するという。この記述から  
すれば、①壇供田と薬師堂はともに東谷川の南岸で、しかも小峯寺より  
西にある。②薬師堂は壇供田より西にある、ということになる。この栗  
林は史料4の栗林と同じものをさすと考えられるが、史料4からこの壇  
供田は小峯寺の壇供田であることがわかる。別の史料には「おミネのた  
んくてんハひろはたけのひんかしかまちの谷なり」(葛原家文書五九号)  
ともある。「ひろはたけ」は現在知る人がいないが、小峯寺の西の谷のあ  
たりに壇供田があつたものだろうか。これらから、中世の薬師堂は東光  
寺の旧位置とは違い、東谷川南岸にあつたと推定する。おそらく、葛原  
氏が院主職を相伝していた中世と、俗別当四名が堂座を支配していた近  
世との間にも断絶があり、中世から近世に移行する過程で薬師堂は山を  
下り、集落内部に移転したのであろう。その原因が中世末期の戦乱にあつ

たかどうかは史料的に知ることができないが、領主の支配下の寺庵から  
村の堂への移行を示しているといえるかもしれない。

十郎入道屋敷 薬師堂の位置が東谷川南岸ということになると、もう  
一つ問題が出てくる。それは「前田」との関係である。

(史料5) 葛原明観讓状(隅田家文書九八号、応永二〇年)

「一所 まゑた東ハやくしたうのまゑまで 一反山ふき」

(史料6) 了覚讓状(隅田家文書一〇〇号、正平九年)

「すたのきたのさかいはら内

やしき一所十郎入道かやしきの事

ひんかしやまうち殿田、みなミ道、

しゝ にしさいのかミのきた之道、

きた山くりハやしをかきる、

このうちのたはたけ・さんち・□□やくわうや、みなやしきの内、

ミそて百歩田あり、いやろくかいゑやしき、田もかきうちの内、

なり、

くいせた小おミネたミな、まへた

やしきまへなるちやはたけ」

史料5では、前田の東端が薬師堂の前までであると記されている。その  
次に現在東谷川南岸にある境原の小字山吹が出てくることから、史料  
3の薬師堂と同じ、南岸にあつた薬師堂をさすとみるべきである。史料  
6は十郎入道の屋敷などを「法師」に讓渡する文書で、「くいせた」の位  
置はわからないが、「くいせ田小」と「小峯田の全部」と「前田」とが含

まれるという意味であろう。その次の茶畑が前にあるという「やしき」は常識的には十郎入道屋敷をさすだろうが、この屋敷は元応二年（一二三二〇）の隅田信教讓状写（葛原家文書二七号）以来、葛原氏の多くの讓状で筆頭に記されるもので、信教讓状写には十郎入道とその子息は「下人」とされているが、一方で葛原家文書五八号にはこの屋敷について「いまハとのかいと（殿垣内）ゝいふなり」ともみえる。もし「前田」が屋敷の前田をさすなら、石井進氏(3)のいうように、薬師堂は近世く近代の東光寺あたりにある方が景観的にはふさわしい。しかし、薬師堂の位置は上記の考証で動かないと私は考えるので、この「前田」を屋敷の前田と考えれば、十郎入道屋敷を南岸にもつてくるべきであろうか。

十郎入道屋敷は、今日の感覚でいう家の敷地よりは広い範囲をさし、その中に田畠・山地・荒野が含まれていたようだが、その位置については、別名の「殿垣内」が聞き取りで判明しなかつたので、史料の四至から判断するしかない。このうち、栗林は何ヶ所かにあつてもおかしくないもので、決め手にはならないし、山内殿の田もそれだけで所在地を決めることはできないだろう。山内は大字名にあるが、中世そこに山内殿がいたとしても、山内と境原は杉尾・霜草で隔てられ、直接接していない。たとえ山内殿の田が現在の境原にあつたとしたところで、特に境原東端部のように考える必然性はないだろう。日本大学中世史研究会『高野山領荘園調査報告』(4)は、「現地での地名の復元によると、「際の神」は現在杉尾村と境原村の接点にあたる地名であり、山栗林は葛城山脈と接する山で栗林と云う地名もある。南の道は本谷川（東谷川―勝田）に沿って

ある道、山内殿田は山内殿の所有している田と考えると、現在の境原と杉尾村の村境の一地域である事がわかる」としているが、サイノカミという地名は私は聞き取りできなかった。それでも日大が調査した一九六〇年代後半にはその地名もしくは祠があつたのかもしれないが、史料上の「さいのかミ」については、実は境原の西端付近と考えられる。

（史料7）葛原明観讓状（隅田家文書九七号、応永二年（一四一五）二月二十九日）（史料4に同じ）

「ゆつりあたうるしよふんの事

合

すたのきたのしやうの内、則正名の事、しゝほんちやうにあり、

同か□□□らのやしき一所、

同御ミやふきやう、ならひに田畠下人等の事

同ちとう一分、

同名田のしるす事、二反かと田、大大田、小ゆやの上、

さかいはらの分、一□うゑたいら、一反さいのかミのまゑいしまつ、一

反西のかいといしまつ、一所けんないかいといしまつ、一所へい五郎かい

と、一所ホツカサカ畠、一所おミねた、わかミやとのゑあふら一升まいる

アレ、一所ひろはたけアレ、一カイト反八幡宮御下地、ちとうあり」

ここで、「さかいはらの分」以下の地名は現実の地名の並んでいる順に配列してあると仮定すると、「うゑたいら」は境原の小字上平であると考えられるから、その次の「さいのかミ」もその付近と考える。これだけでは根拠薄弱だが、その次の「西のかいと」については、この地名も現

存しないようだが、他の史料からやはり西の方にあったようである。たとえば、隅田家文書九八号に「おミねのかねつきてん、小島いらのたにくちのもりのしたにしのかいとのそい」とあり、いらのたに（イラン谷＝湯屋谷）の口の「森の下」というあたりに「西の垣内」があったことが知られる。「森」については、湯屋谷川の西岸、東谷川との合流点付近（細川）に「森脇」姓が二軒あることも傍証となろう。つまり、さいのかみ（道祖神）は上平と西の垣内の間と考えられるから、現在の小字中尾崎付近に比定するのももつとも適当であろう。この場合、道祖神は隅田荘と相賀荘との境を画するものとして祀られていたものと思われる。

道祖神が中尾崎付近とすると、十郎入道屋敷もこのあたりということになる。元応二年の隅田信教讓状写（葛原家文書二八号）では「やしき壱所同うゑのやま、但十郎入道かやしきの事也」と記しており、十郎入道屋敷の所在地は「うゑのやま」ともいわれている。聞き取りでは、小字山田垣内の西部、境原集会所の背後の山を「上山」うゑやまというとのことだが、位置は適合するかもしれない。

このように考えると、さきに十郎入道屋敷を薬師堂付近にあった「前田」と関係づけたのも再考が必要である。たしかに史料からは屋敷も境原西端付近ではあり、また史料7では「西のかいと」のあとに「おミねた」とか「ひろはたけ」など、さきに南岸にあったと考証した地名も出てくるのだが、一つは「さいのかみ」との位置関係、もう一つは屋敷の南が道で限られていたという点で、やはり屋敷は川の北岸にあったと考えるのが妥当だろう。そうすると、この「前田」は十郎入道屋敷の前田

ではないことになる。では何の前田かは不明だが、あるいは別の屋敷でもあろうか。

十郎入道屋敷といわれる屋敷は、もとは下人の屋敷であったとされているが、中世後期には葛原氏が相伝し、「殿垣内」とも呼ばれていることから、葛原氏の屋敷の一つと考えられている。実は近世文書にもこれが出てくる。享保八年（一七二三）正月の「御尋付口上」（写真一七九〇～一八二二）で、境原村の孫左衛門という人物が「一私居屋舗<sub>并</sub>近辺を殿垣内と申候、尤于今至、先般<sub>ち</sub>之屋敷<sub>二</sub>罷有候」とのべている。この孫左衛門は葛原姓だが、葛原家文書を伝来した葛原家とは別で、しかも中世以来の由緒を主張していた。文書を伝える葛原家のそのころの当主は孫市という人物だが、孫左衛門は孫市から文書を借りて、自分の家の文書と偽って公儀に提出しようとし、孫市とトラブルを起こしている。この文書で、孫左衛門は自分の祖父の孫左衛門が九度山に流された真田幸村と親しかったなどともいつているが、注目すべきは、木ノ原村・畑田村からの山手米をまず自分が受け取ってから代官所に納める、毎年両村から米一斗を受け取っている、代替わりには両村から祝儀をもらうなどと主張していることである。木ノ原・畑田は葛原家文書に多くの検見帳を残しており、中世の葛原氏の所領であったことは疑いない。もし実際に近世に至るまでこうした関係を保っていたとすれば、孫左衛門の家は孫市の家と中世後期に分岐した系統だった可能性がある。孫左衛門は自分の家は隅田・葛原・境原いずれも名乗るとしているが、境原を名乗る人物が中世の葛原家文書に現れている（一一〇～一三一号）。文安五年（一

四四八)の範道讓状案(葛原家文書一一一号)では範道から次男五郎三郎に「殿かいと三反」が譲られ、宝徳三年(一四五二)の境原忠秀添状案(同一二五号)では「とのかいと三反、おなしくやしきいつしよ」が忠秀の親から「とう五郎」という人物に譲られたと記されている。この史料には「かつらわらとのくくりはやし」もみえ、この時代には葛原氏と境原氏が境原に共存していたようである。孫左衛門はこの系統の後裔かもしれない。近世では孫左衛門の家とその近辺を「殿垣内」といったというのだが、残念ながら文書からはその位置はわからない。しかし、葛原(境原)家相伝の屋敷であったとみてまちがいないであろう。

**葛原氏の屋敷** 十郎入道屋敷以外にも、葛原氏の屋敷はあったと思われる。たとえば、史料7に「同名田のしるす事、二反<sup>か</sup>と<sup>甲</sup>、大<sup>大</sup>田、小<sup>小</sup>ゆやの上」とあったが、門田も大田も領主屋敷近くと考えられる。これも現在の境原では門田や大田の所在地は不明だが、「同名田」とは則正名田をいう。則正名はこの史料からは境原とは断定できないが、「隅田庄内堺原則正名内」(隅田八幡神社文書一四号)とか「さかいはらのりまさ名内」(隅田八幡神社文書一七号)とみえ、境原に所在したことは確かである。この屋敷は十郎入道屋敷と同じものをさす可能性もあるが、中世後期に小峯寺付近の山が城郭化されるのは葛原氏のしたことと考えるのが自然だから、その時期には小峯寺付近に住居があったかもしれない。なお、小峯寺の北西に、現在暮橋家の畑になっている尾根上の削平地があり、屋敷によさそうに思ったが、特に伝承は残っていないようである。また現在、地元で葛原家の屋敷跡とされているものが、湯屋谷の奥の

横手垣内にある。ここに横手八幡という神社が祀られているが、はたしてこれが中世以来の屋敷跡かどうかは疑問がある。まず、横手という地名は、中世文書には一ヶ所しか現れない。

(史料8)葛原明道山立状案(葛原家文書一〇四号、永享六年(一四三四))

「たちやまの事

一ほそかわ、よこてよりしもへかまゝて、

一しふくさ、よこてよりしもへかまゝて、

一すみのほ、よこてよりかみへさか山にかまゝて、ふくほへ、ならす、

右件ほそかわは、父めうかんのときよりたち申候、すみのほ、しふ

くさ、明道かとき<sup>き</sup>た、せ申候、いづれもやまてたるへき物なり」

ここに「かま」とあるのは炭竈をさすと思われる。細川・渋草(霜草)・炭尾(杉尾)の立山がいづれも「よこて」との位置関係で示されているが、これらの村が山手を払って利用できる山を横手と炭竈との間に設定したという意味だろう。この「よこて」は現在の横手垣内に比定できるが、史料には田地の存在を示すような記述はなく、横手はこの時代人家があったかどうかかわからないような山奥にみえる。横手垣内はイラン谷(湯屋谷)の奥だが、貞享二年(一六八五)九月の「あつかひ証文之事」(写真一四〇四〜一四〇六)によると、「境原村本郷といらの谷之無役人と」が出入りに及んだとあり、この時代に村が「本郷」と「いらの谷」と二つに区分されていた。本郷は東谷川流域の集落中心部をさすとみられるが、「いらの谷」はあとで開発されて人が住むようになったのである

う。中世史料には東谷川流域の地名はきわめて多いが、いらの谷は谷の口のあたりの地名に限られるようである。この点からみても、葛原家の屋敷が横手垣内に所在するようになったのはそう古くさかのぼることはできないと思われる。また前記の日大の報告は、境原の西端部に葛原家と小西家の屋敷跡を並べて比定しているが、境原小学校旧地近くに屋敷跡といわれる地はあるものの、誰のものは私の調査では不明で、採用しなかった。

中世の葛原氏の屋敷が境原のどこにあったのかは、正確につきとめることはできないが、境原以外にも屋敷はあっただろう。永正三年(一五〇六)の野口恒秀田地寄進状(隅田八幡神社文書三二号)には、「隅田庄垂井村之内、神主之西ウラアヲリ田段 限西葛原殿カト田、南大田、北道」とみえ、永正期に垂井村に「葛原殿門田」や「大田」があった。「アヲリ田」は南北朝期の史料では「下村内のりつねミやうの内、あさなあおり田」(葛原家文書三九号、康永四年)「隅田北庄下村内二反内北字あり田」(葛原家文書四五号、正平一七年)など、下村の則常名に属していたが、その位置は今のところわからない。しかし、永正の史料では「神主の裏」というのだから、隅田八幡神社の神主の住居近くなのであろう。神社の近くであれば、葛原家も隅田八幡宮の祭祀をつとめる隅田党の有力者として、そのあたりに屋敷をもつていても不思議ではない。

それから気になるのは、中世史料ではないが、現在の五條市木ノ原の小字に「門田」「大田」があることで、これが葛原家のものだったかどうかはもちろんわからないが、いずれかの時代の領主の屋敷の存在を示し

ていよう。畑田の小字にも「カド田」がある。また近世の葛原家の系図などからは、当時中島にも葛原家の屋敷があったことが知られる。

これらのいずれを中世葛原氏の本拠と目するべきかは不明だが、この考証が領主としての葛原家の存在形態を研究する一助となることを期待したい。

**その他の境原の地名** 考証は省略し、中世史料の地名で現在比定できるものを列挙すると、「くれはし」(葛原家文書五八・六〇・一三七・一四九号他)は小字黒末くろすまの暮橋家の付近(ただし、現在暮橋家は東谷川西岸にあるが、地名の配列からは、中世はその付近の東岸にあった可能性がある)、「竹の下」(葛原家文書五九・一二五・一六一号)は聞き取りによれば、大タチバナの土井家の前の川端あたりという。もつとも、竹の下という地名は畑田(葛原家文書六六・一三七・一四九号)や「しゆく」(現在の大字真土。葛原家文書一四九号)にもあるが、境原にあったこともまちがいない。

葛原家文書一六一号(明応七年の隅田荘検見帳)では、地名が「\*うわたいら」「くいせ田」「あらほり」ところのしのまへ」「ほうそのもり」「\*たけの下しも」「\*たけの下」「ゆやのもと」「あらほり」「\*かまの口」「\*ふるかい」と「\*くれはし」「\*ひのたに口」「\*わた」「\*かやた二」と並んでいる。\*をつけたのは現在比定できる地名だが、上平から釜の口までは(この中でわかるものは)東谷川西岸を西から東に並んでいる。釜の口は井堰の名で、灌漑施設を記した数少ない史料の一つである。この井堰は現存し、東谷川の東岸を灌漑している。古垣内、暮橋、

檜の谷口、和田は集落北端近いあたりで、東岸も西岸もある。ただし、暮橋のところまで述べたように、中世は川の対岸にあったことも考えられる。「かやた二」が現在の小字栢谷をさすとすれば、ここだけやや離れるのが不審だが、他はほぼ現在の地名の配置と合っているといえよう。

**境原の絵図** 中世史料からは離れるが、葛原家文書には近世の境原の絵図が三点あるので、それを紹介しておく。これらの絵図は、渡辺論文にふれられているように、宝永四年（一七〇七）に葛原孫市と小峯寺との間に山の畔刈りをめぐる相論が起ったが、そのとき孫市が自らの主張を示すために作成したと考えられる。亥（宝永四年）十一月の「乍恐返答口上」（写真一〇九五〜一〇九八）に「一塔尾山と申者、丸山根付堀切西ノ尾通、筋之義ハ、絵図を以可申上候」とあり、塔尾山（塔の峰）は丸山（小峯寺本堂背後の山）の付け根の堀切から西の尾根伝いにある山だということを絵図で示すといっているが、これがこの絵図であることはまちがいない。絵図には小峯寺、本堂丸山、石塔（塔の峰）にあった十三重の塔、そして石塔と丸山との間の堀切が描かれている。絵図は三点あるが、うち二点は記述はほぼ同じで、表現が部分的に異なる。他の一点は川の流域のみ描き、山の相論との関係は明らかでない。家の描き方が中世の荘園絵図を思わせるところがあるが、荘園絵図では必ず床を張っていることが示される寺院（ここでは小峯寺）も、他の家と同様の描き方である。小峯寺付近が描かれた二点を仮に絵図A・Bと名づける。この絵図には「常神」（絵図A）とか「床ノ神」（B）と記されたところに木が二、三本描かれている。これも小峯寺との間に係争があったと

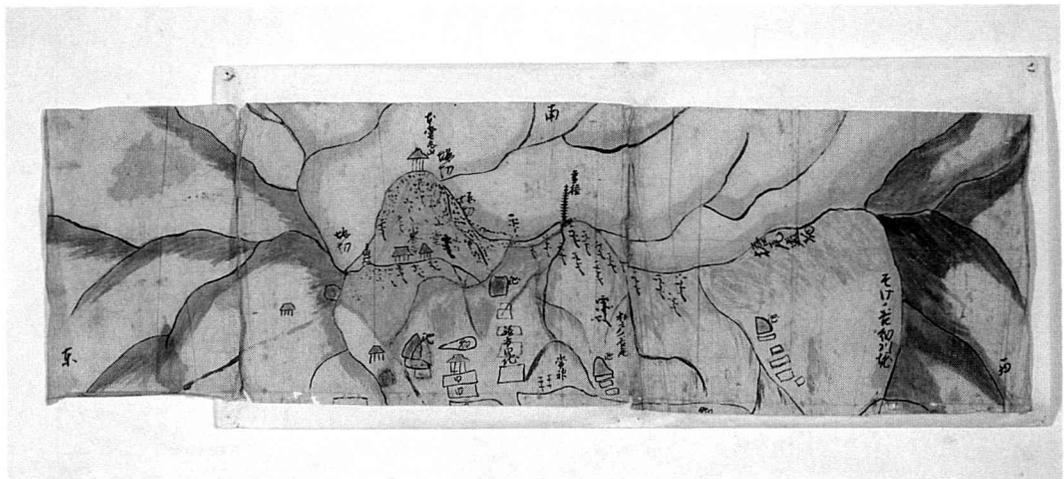


写真2 境原絵図A

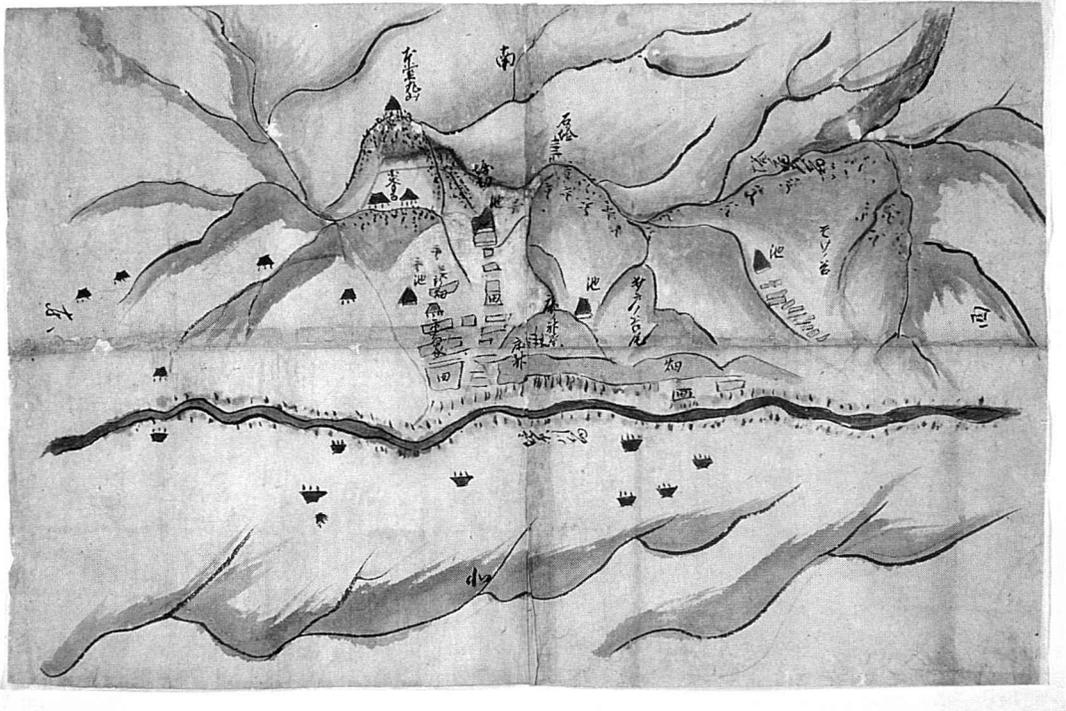


写真3 境原絵図B

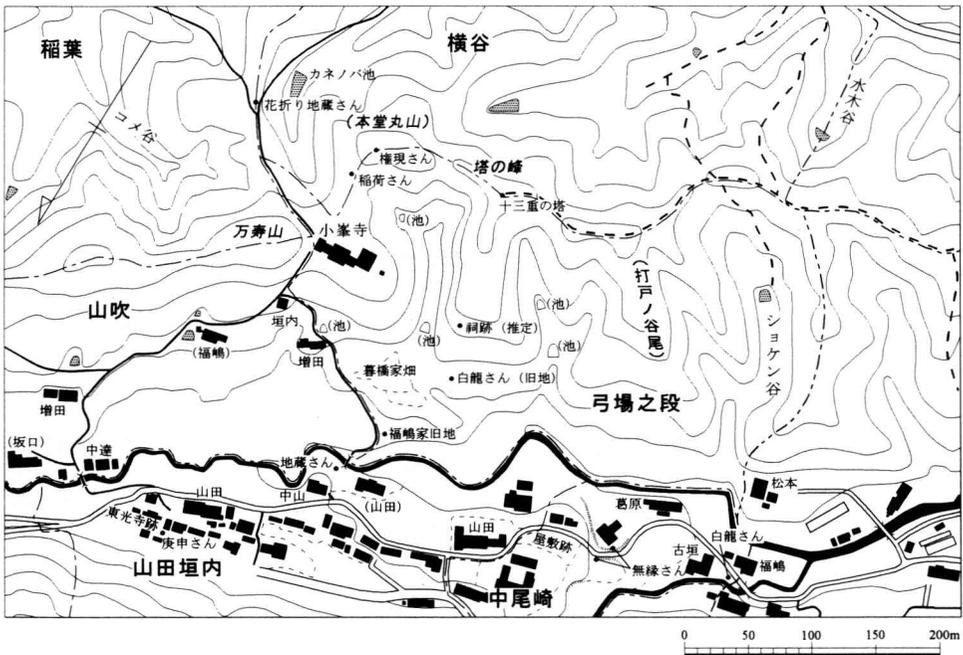


図1 境原絵図付近

この図は「境原主要部」と基本的には同一の原図だが、新たに描き直し、絵図の向きに合わせて回転させている。図の左上に方位を入れてある。縮尺は「境原主要部」より若干大きい(約5300分の1)。本図の地名中、( )内に記されている「本堂丸山」と「打戸ノ谷尾」は現在伝承がないが、絵図にあるものを作成者が推定によって落とした。絵図の地名考証については本文参照。

ところで、文書には「この神」（口上賞、写真一〇五二〜一〇五五）とあるので、常神と書いて「この神」と読んだらしいが、これは現在「白龍さん」として小字中尾崎に祀られている祠の旧地であろう。旧地も開発は免れ、樹木が残っている。境原村の利右衛門が代々所持していたが、小峯寺がこれを同寺所有の荒神の森だと主張して、その神木を伐採しようとして争った。元禄九年（一六九六）の「寺社御改書上帳」（写真一〇一五〜一〇二二）に「常神 弁才天女」として小祠があったことが記され、利右衛門の口上（写真一一一三〜一一一六）に「常神弁才天之森」とみえる。史料からは祭祀の詳しいことはわからないが、弁才天という別名から水神と考えられるので、白龍さんにつながるのも自然である。なお、塔の峰が宅地開発されたとき、白龍さん旧地の少し上手で祠跡が発掘されたという（橋本市教委による）。これが近世の「荒神」にあたるものかもしれない。

絵図Bには「市右衛門家」のみ家の絵に名が記されているが、これは孫市の下作人で、葛原家自体の屋敷は記されていない。この時代には、この相論での係争地とは離れる東谷川北岸にあったのだろうか。

## 二 隅田北荘の地名

紀ノ川を境として隅田荘は北荘と南荘にわけられる。南北朝期に北荘は石清水八幡宮領にとどまり、南荘は高野山領となったが、紀ノ川より北でも川に沿った地域は室町期には「中筋」と呼ばれた。応永八年（一



写真4 白龍さん旧地にある樹叢

四〇一)の隅田荘段銭注文案(隅田家文書五五号)では「なかすちのふん」「河南分」「北庄分」と荘園が三分されているが、中世後期には隅田荘の紀ノ川北岸では荘園領主が力を失うため、中世後期の中筋という呼称にどの程度荘園経営上の単位としての意味があったのかはよくわからない。次第に地域名称になっていったのかもしれない。中筋の範囲については、明徳五年(一三九四)の隅田荘中筋畠惣目録案(隅田家文書五四号)に現れる地名に「カウセ」(河瀬)「イモウ」(芋生)「中下」など現在の大字名がみられ、芋生から河瀬に至る川沿いの低位段丘を「中筋」といったようである。ここでは中筋を含む北荘の各大字ごとに、中世史料にみえる地名をあげてみたい。ただ、境原のところでは述べたように、現在小字として残っていないけれども、聞き取りによって知られる小地名が中世史料と一致することは決して稀ではないが、境原以外ではほとんど聞き取りができなかった。ここでは現在の小字レベルの地名と中世史料との対比にとどめざるをえなかった。今の小字にはなくても、現地で聞けば中世史料の地名が残存していることが明らかになる可能性は大いにあり、以下の記述は不十分であること、今後の調査が望まれることを断っておきたい。

**杉尾** 上述のように中世には炭尾と呼ばれた。宝治の取帳にも「炭尾」として三丁三百歩が記載されている。

**山内** 隅田党の山内殿という人物がいたが、居住地などはよくわからない。小字名としては、箕台という小字が現在もあり、史料には「山内ミのふたいのさまやまの事」(葛原家文書九九号)「山内ミのたい 二



写真5 杉尾の景観

斗 左衛門大郎」（葛原家文書一八一号）など見える。こういう珍しい地名は、比定も確実性が高い。同様に珍しい地名として小字「曾和ノ前」があるが、史料に「ミノうたいソウのまへ」（葛原家文書一八五号）とある。箕台と曾和ノ前は同じ山内の小字だが離れているので、ここは並列と考える。池の名前として、あやめ池が小字菖蒲の奥にあるが、「三反あやめのしほ 六斗 けん二郎やま内」（葛原家文書一四九号）とあるのはこの池とみてまちがいないだろう。応永二八年（一四二二）の交名写（葛原家文書九六号）には、山内の「中堂」「ふるのもと」「下堂」がみえ、村庄があつたことがわかる。

**霜草** 中世には洪草といった。宝治の取帳にも「一丁五十歩 洪草分」とあり、建仁元年（一一二〇）の沙弥某処分地坪付案（隅田家文書五三号）には「洪草ノ番匠」がみえている。一でのべたように、境原に隣接する檜ノ谷、横谷は境原の史料に現れている。そのほか、現在の小字に大明、奥大明があり、大名池という池もあるが、鎌倉期の史料には「題明」という地名が出てくる。「字梅本一町并題明」（隅田八幡神社文書二号、文応元年（一二六〇））「岩蔵屋敷一所 梅本田耆町 同東耆段 題明田五段 都維那坪耆町 則国□田参段」（葛原家文書七号、建長三年）など見える。しかし、両者とも「梅本」という地名と並んでおり、後者では岩蔵屋敷とも一括されている（これらは四郎兵衛尉という人への譲渡分）。梅ヶ本、岩倉とも大字垂井にあつて隣接する小字であるから、この「題明」は垂井に比定すべきかもしれない。珍しい地名だからといって飛びついてはいけないという反例がでてきたことになる。もつとも、

霜草の大明は史料に出てこないわけでもない。天文二年（一五三三）の中殿分納帳（葛原家文書一七七号）には「シフクサトウノマエ」「シフクサ」「同ハシノモト」「同マカキ」「同ヒヤケタ」「同タキメウ」「同タキミヤウ」「同タイミヤウ」と地名が並んでいる。堂の前は霜草の小字であり、橋の本も存在する。「同」はみな「シフクサ」をさしているので、ここに現れる「タキメウ」などは霜草の大明であること疑いない。ダイミョウという地名が二ヶ所にあつたらしいが、その意味はわからない。もし語源が大名だとすれば、鎌倉期にすでに「題明」などという字をあてている理由が説明しがたい。

**平野** 葛原氏の領地があつたことから、葛原家文書に検見帳が多く残っている。宝治の取帳にも「平野入道」という人物が現れている。文明三年（一四七二）の検見帳（葛原家文書一四七号）によると「あかこめ」（赤米）が作られており、地名としては「くほ田」「とうのまへ」（堂の前か）「ひかしあらほり」「おミネてん」「しはそい」「しやうはさま」などが見える。平野にも小峯田があつたことがわかる。これらの地名は現在の小字には残っていないが、平野の他の検見帳では、「しやうふたに」「にしたに」「まつのたに」「いちのミネ」「あやめの□しり」（以上、葛原家文書一四九号）など、それぞれ現在の小字菖蒲谷、上西谷・下西谷、松ヶ谷、市ヶ峰、あやめ池（池自体は山内だが、池の尻は平野にかかる）に比定できる地名が拾える。「きつね石」や「いもた」という地名も史料には頻出するが、これらの位置は不明である。「あまごぜ田」（葛原家文書一六一号他）は、小字西新田にある「あま池」と関係があるか

もしれない。

真土 万葉集の真土山の故地であり、寛元年間の奈良坂と清水坂の相論にみえる真土宿<sup>まつちじゆく</sup>としても知られる。また小字小平には小平城跡がある。隅田の史料では建長の検田取帳に「宿」が見え、葛原氏もここに田畠をもっていた。明応七年(二四九八)の隅田荘検見帳(葛原家文書一六一号)には「しゆくのふん」として「小せう田」「くれはし」「いのしり」「たけの下」「まるかいと」「しやふたに(しやうふたに)」が見えるが、現在の小字として竹の下、丸垣内があり、北に隣接する平野に菖蒲谷がある。

垂井 隅田八幡宮・大高能寺の所在地。ほかに阿弥陀寺があるが、これも中世史料に「隅田たるいの御堂」(隅田八幡神社文書二五号)「垂井御堂阿弥陀寺」(同二七号)「垂井阿弥陀堂」(六坊家共有文書一五号)などとみえる。また右記のように、現存する小字の梅ヶ本・岩倉は中世史料に現れ、近くに「題明」もあつたらしい。東には「死手谷<sup>してだに</sup>」という小字があるが、これは仁安元年(一一六六)の文書(隅田家文書四九号)に「字して谷二段」と見える。

垂井の南部には条里地割が残っているが、条里地名も存在する。小字としては東から「東鳥居」「女房坪<sup>によぼうかへ</sup>」「露無」と並んでいるが、宝治の取帳には「女房一町」「幡戸町一町」「東鳥居一町」が並んでいる。幡戸町はわからないが、「女房」と「東鳥居」は現在の小字付近に比定してまちがいないだろう。「隅田、井女房之坪」(隅田八幡神社文書一五号紙背)「字田井女房坪」(葛原家文書一〇五号)「字隅田田井鳥居坪」(隅田家文

書四九号)などともあり、これらから逆に、中世では垂井のことを田井と書いていたことも知られる。鎌倉期までは田井という表記のみ見え、応永頃から垂井が優勢になるようである。なお、現在の東鳥居・女房坪・露無三小字にまたがって、国道二四号より南の一带を「八丁」と呼ぶ(現地での聞き取り)。

隅田八幡宮の東南八町ほどのところに「車越」という地名が近世にあつたことが天明五年(一七八五)の「隅田八幡宮由来略記」(隅田八幡神社文書三六号)に記されている。応神天皇が筑前で生まれ、帰りにここから大和に越えたが、そのとき車の通路となつたところだという。この地名は「□反 車超 式常作」(隅田家文書五三三号)「車越二段 宮丸 紀二」(葛原家文書六号)「車越七段 宮丸」(同七号)など、鎌倉期の史料にみえる「車越」に比定してよいと思う。またこの由来略記には、八幡宮の半町ほど東に猿田彦の社が森の中にあるが、里人はこれを「里神」といい、瘡にかかった者が祈るので瘡神ともいうと記す。この森は現存するが、史的にも「里神」は「一たん さとかミのた」(隅田家文書五三三号)「隅田北庄さとかミの森」(隅田八幡神社文書二二号)「すたのさとかミてん」(葛原家文書一〇一号)などと見え、里神およびその田が中世からあつたことが知られる。なお、里神という神は木ノ原でも祀られていた。

垂井の小字岩倉の奥には岩倉池が存在する。この付近最大のため池で、天正一八年(一五九〇)の木食応其書状案(隅田家文書一七号)に「当地池之堤、早速二出来珍重候」とあつて、木食上人が築造した池として

知られている。この池の水利については以前竹内利美氏が調査している。<sup>(5)</sup>池の築造については、年末詳の隅田荘田畠等注文(葛原家文書二二七号)に「一反いけのくちいわくら」とあり、この「いわくら」が垂井の岩倉とすれば、中世にも何らかの池が存在した可能性があるだろう。木食上人は堤を築いて池を拡張したのかもしれない。地形的には、古くから池があっても不思議ではないところである。

**中島** 鎌倉期の史料に栗坪がみえるが、中島の小字栗坪に比定する根拠は乏しい。小字冷水は、天文二年(一五三三)の中殿分納帳(葛原家文書一七七号)に「ヒヤミツ」とあるが、これも「ニヤウホウカツホ」「ムメカモト」という垂井の小字の次に並んで出てくるので、はたして中島かどうかわからない。中島には下山(霜山)城跡があり、隅田一族の野口氏の居城といわれる。また明徳五年(一三九四)の隅田荘中筋畠帳惣目録案(隅田家文書五四号)には「カキノキノモト 三反<sub>中下</sub> 作中嶋道場」とあり、他にも中嶋道場が史料に現れている(葛原家文書五三・九六号)。中世にはおそらく時宗の道場があったと考えられる。

**芋生** 芋生という地名は仁安元年(一一六六)の公文藤原忠村田畠等処分状案(隅田家文書四九号)に「芋生居内家地田畠在家立物等」とあるのをはじめ、史料にたくさん出てくる。この居内家地等の四至には、東限の榎堤、南限の吉野河、西限の築垣、北限の延井尻堀などがみえるが、吉野川以外はよくわからない。現在の芋生の小字は橋本市の他の集落に比べて面積が大きく、明治にかなり再編成されていることを思わせるが、その少ない小字のうち「大両田」と「横枕」は史料に現れている。

天文四年の隅田八幡宮神田納帳(葛原家文書一八三号)では「よこまくら」と「大りやう田」が並んでいるが、これはこの芋生の二字とみてよいだらう。その他、史料からは「すたの中すち いもうの村つりいかい」と(芋生家文書二号)「隅田南中筋芋字庄近重名内字三橋上一反」(隅田八幡神社文書一三号)などの地名も拾うことができる。この「三橋」は他の史料にも多く現れており、天文三年の隅田八幡宮闕所納帳(葛原家文書一八二号)では「□下村」「ミつはし」「のいり」「大りやう田<sub>うと</sub>」という配列<sup>(6)</sup>、天文七年の闕所納帳(同一八六号)では「大りやう田」「のいり」「よこまくら」「ミつはし」という配列である。配列が必ず地名の地理的分布に従っているという保証はないといわなければならないが、これらの例の「ミつはし」は芋生村の三橋をさすとみてよいのではないか。しかしその正確な位置はわからない(聞き取りは行っていない)。

なお現在、芋生には東光寺があるが、明徳四年(一三九三)の「隅田庄<sub>芋</sub>芋生村東光寺供僧職」の補任状(隅田家文書五六号)があり、長円房という人物が隅田八幡宮の阿闍梨実秀と、下司美作守藤原(上田)貞範から供僧として補任されている。

**中下** <sub>ちゅうげ</sub> 中下という集落名は鎌倉期から多くの史料に現れるが、現在の小字では比定できるものが少ない。東端の「流田」は、明応元年(一四九二)の芋生氏知行分長帳(芋生家文書二号)にみえる「ナカレ田」に比定できるかもしれない。小字オノ神があるが、これは史料にみえないものの、隅田北荘と南荘との境に祀られた道祖神だったかもしれない。前述のように境原の西端にもサイノカミという地名が中世にあったが、

莊園の四至に道祖神をまつることが行われていたことは十分考えられるだろう。

**上兵庫** 北部の丘陵に平野城跡がある。西部には「塚田」「塚崎」「石仏」など墓地からきたと思われる小字名が集中している。小字名で中世史料と一致するものは少ないが、宝徳三年（一四五二）の比丘尼淨意等連署寄進状（護国寺文書一六号）では「隅田庄中筋しおつかいとの内」の田一反を寄進しているが、その四至に「ミナミおかきるたかはしかわ」とある。高橋川が南の境界になるのは、流路が大きく変化してはいないとすれば、現在の上兵庫付近しかないから、この「しおつかいと」は上兵庫にあった可能性が大きい。また、護国寺の四至にみえる「湯屋谷」は、上兵庫の西端の小字「風呂谷」と関係があるかもしれない。

**下兵庫** 真言律宗の利生護国寺（おおてら大寺）があり、隅田一族の墓があることで知られる。弘安八年（一二八五）に上田氏の祖とされる沙弥願心が隅田北庄内の「兵庫荒野」を寄進している（護国寺文書一五号）。同寺の四至は、弘安九年の藤原業能・同泰能連署注進状案（護国寺文書一三号）によれば、東は湯屋谷、南は大道、西は白井谷、北は御山際であった。右記のように、上兵庫に小字風呂谷があり、湯屋谷が変化した地名である可能性がある。一般に湯屋谷とか風呂谷という地名は多いが、本当に風呂があったのか、いつの時代のものかはいわからない。中国地方では信仰対象となる樹叢をフロという（荒神フロなど）。近畿では中国地方的なフロを疑う必要はないかもしれないが、村落における風呂のありかたはよくわかっていない。しかしこの場合は、律宗の大



写真6 利生護国寺

寺である護国寺が風呂を持っていたとしても少しも不思議ではない。南の大道は大和街道、西の白井谷は河瀬との境にある白猪谷をさすから、中世の護国寺領は現在の下兵庫のほぼ全域に及ぶ広大なものだった。もともと、現在の下兵庫の北半を占める巨大な字「山ノ谷」は、このあたりの開発が最近まで行われなかったことを示している。現在はゴルフ場が建設されている。

村の名は古くは「寺地」といった。これは護国寺の寺地に由来するが、この地名は明応元年（一四九二）の芋生氏知行分長帳（芋生家文書二号）に「六反田 半 寺地代上米一斗五升出る」「クチナシ本 一反 寺地一シキ」とある。六反田は下兵庫の小字として現存するので、ここに比定してまちがいないだろう。

河瀬 河瀬の地名は、仁安元年（一一六六）の公文藤原忠村田島等処分状案（隅田家文書四九号）に「字講瀬武重垣内五段<sup>畠</sup>」とあるのをはじめ多くの史料に現れているが、小字については護国寺の四至にみえる白井谷が史料に対応する程度である。前記の芋生氏知行分長帳には「コウセムラ」として「キノカイト」という地名があり、茶園があったと記されている。

木ノ原 五條市に属するが、南の畑田とともに、古くから隅田荘に含まれていた。これも葛原氏の所領があった。永享十一年（一四三九）の葛原明道讓状（葛原家文書一〇七号）には「木原の分、かやのきはやし、さとかみのまゑ、北へとおりたる道おさかいて」云々とあり、木原に里神があったことがわかる。小字名としては「森ノ前」「森ノ後」「森ノ東」

などがあるが、この「森」を里神と考えてよいかどうかは未調査のため不明である。

寛正五年（一四六四）の隅田荘木原内検帳（葛原家文書一三八号）には「きのはらのふん」として「イケノシリ」「イモタノタニ」「イモタ」「キツ子イシ」「しよふたニ」「ヒカシアアラホリ」「カシ□木モリ下ヲミ子田」「ニシアラホリ」などの地名がみえる（写真により県史のよみを一部訂正）。ところが不思議なことに、これらの地名はほとんど逐一、平野の検見帳（葛原家文書一三五・一三六号等）にみえる地名と一致するのである。文正元年（一四六六）の木原検見帳（同一四一号）では、「くつれ田」「にしあらほり」「十らう三郎かやしき」「かけ田」「すけのたニの内下のはし」「ひかしのうほノはたけ」「はたけミちせい」「かなめきおミねてん」があるが、ここでは「にしあらほり」のみ平野と一致する。文明五年（一四七三）の木原田地注文（同一五三三号）には「ふちね石」「いも田」「クツレ田」「スチノタニ」および「ハタケ田」の「マル垣内」があり、やはり「いも田」が平野と一致する。一四一号や一五三号の場合は、同じ地名があると考えてもよいが、一三八号の一致は偶然とは思えない。平野を誤って木原と書いたと考えるのが一番ありそうだが、なお後者をまつ。現在の木ノ原はきわめて多くの小字をもつが、史料とはまったく一致しないのも不思議である。なお、一でふれたように、小字の中には「門田」「大田」「御田」などがあり、注意をひかれる。

畑田 ここも葛原氏の所領があった。寛正五年の隅田荘畠田検見帳（葛原家文書一三七号）には、「大おう」「くれはし」「かきのもと」「いのし

り」「たけの下」などの地名がみえるが、これらも現在の小字とは一致しない。葛原家文書三七・三八号から、畠田に国正名があったことが知られる。現在の小字の中では、東の方にある「浄六堂谷」の地名から、かつて丈六仏をまつる堂があったと推定されるが、そのような大きな仏像と堂を造営した人物についてはもちろん何もわからない。

(付記) 本報告をまとめるにあたり、境原での調査では松本義一氏・福嶋利大氏はじめ境原の方々、地図作製では橋本市税務課・五條市税務課に大変お世話になった。末筆ながら記して感謝申しあげたい。

註

(1) 信仰対象については黒川紀子「ムラ人の危機意識と民間宗教者の介在―和歌山県橋本市境原の事例より―」(『民俗と歴史』一六号、一九八四年)と、同論文の調査者の一人で今回の共同研究に参加された新谷尚紀氏より多くの教示をえた。

(2) 埴岡真弓「紀伊国隅田庄における祭祀の史的展開―宮座の重層構造を通して―」(『寧楽史苑』二六号、一九八一年)

(3) 石井進「たみなす風景4 ―中世荘園行―」(『みすず』三八九号、一九九三年)

(4) 日本大学中世史研究会「高野山領荘園調査報告」(蔵南堂書店、一九七七年)

(5) 竹内利美「灌漑の民俗」(『竹内利美著作集』1所収、名著出版、一九九〇年)。なお隅田の調査は一九四九年(昭和二四)に有賀喜左衛門・喜多野精一と共同で行ったものという。

(6) 県史は「のいり」を「のそう」と読んでいるが、写真により改めた。他の不明箇所は写真不鮮明で読めなかった。

(国立歴史民俗博物館共同研究員)

## Medieval Place Names in the Suda Estate

KATSUDA Itaru

In this joint research on the Suda estate, I identified place names that appear in the abundant documents of the Suda preserved from medieval times with present-day places within sub-towns or sub-villages. Only a small number of place names mentioned in early-medieval documents, in which plots of land were often identified using the names of their cultivators, remain unchanged. A much higher proportion of place names from the late-medieval period still remain today.

Especially in the Sakaihara area, concerning which many old documents have been preserved, I was able to match almost all the major place names, including the boundary of Sakaihara, with actual locations on contemporary maps. The landscape of Sakaihara changed completely after having been excavated to create a housing development, and so I interviewed local people, using maps prior to the change. The extent of the Omineji temple estate has been confirmed, and it has also been demonstrated that Tōkōji temple (Yakushidō) where the *dōza* temple association existed in the early-modern period, was located near Omineji temple, on the south bank of the Higashitani river. The old landscape of the area around Omineji temple can be restored to a large extent, partly by using early-modern maps, but it is difficult to tell exactly where the residence of the head of the Katsurawara family was situated.

Place-name identification was conducted in the Kita-no-shō (“Northern estate”) north of the Kinokawa river, but not in the Minami-no-shō (“Southern estate”), materials concern which are included in the “Kōyasan documents” (preserved at the Kongōbuji temple at Mt. Kōya). The attached maps, “The Main Parts of Sakaihara” and “Ō-aza (sub-town, sub-village) and Ko-aza (places within Ō-aza) in the Suda Estate,” may be a helpful guide. The latter covers almost the entire estate, including the Minami-no-shō, Kinohara, and Hatakeda (the last two are now part of the city of Gojō, western Nara Prefecture).